

平成二十六年九月 吉日

(平成二十四年五月に当時の政府へ提出。今回、再提出)

諸外国に比べ著しい学力低下を阻止するため
保育・幼児・小・中・高・大学・大学院など
幼児を初め教育制度の抜本的改革を提唱する

公益財団法人協和
時代を刷新す

両団体会長代行

江口

(起案) 両団体の教育委員会

文部科学大臣

下村博文 殿

注 この提案を申し上げる二団体について

A、公益財団法人 協和協会（外に対しては万邦協和、内においては政財官学民の協調和合）
当協会は、岸信介元総理により、昭和四十九年十二月に総理府管轄の公益法人として設立された。その趣旨は「各界の志ある指導者・経験者が、党派・利害・打算の次元を超えて、真に国家的見地から、わが国立国の基礎をなす諸課題を検討して、世の中に貢献すること」を目的とする。第二代会長は福田赳夫元総理、第三代会長は櫻内義雄元衆議院議長、第四代会長は塩川正十郎元財務ほか四大臣（九十歳を迎えられ御退任）。現在、江口一雄元衆議院議員が会長代行。現在も、政・財・官・学・民各界の指導者クラス有志を中心に構成され、内部に各種の部会・委員会があり、これまでに政府へ百三十七本に及ぶ要請書を提出している。頭記の要請書は、教育部会が起案・作成したものである。

B、時代を刷新する会（何ごとも、時代を先取りして取り組んでゆこうとの趣旨）

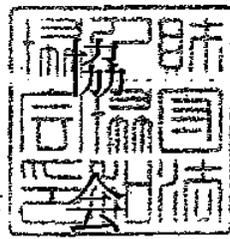
本会は、政党・派閥を越え、真に国の将来を憂える者の集まりとして、昭和五十六年十月、岸信介元総理により設立された。その趣旨は「民主主義・自由主義体制を尊重しつつも、国内外に山積する基本的課題を根本から検討しなおすことにより、時代を刷新し精神を作興して、国家・民族に新しい活力を生み出す」ことにある。第二代会長木村睦男元参議院議長。第三代会長は櫻内義雄元衆議院議長。現在は江口一雄元衆議院議員が会長代行。学者・技術者など専門家を中心とし、経済人や民間人が参加するシンクタンク。「公益財団法人 協和協会」とは別団体だが、各種の専門部会・委員会、要請書づくりは、協力している。

諸外国に比べ著しい学力低下を阻止するため

保育・幼児・小・中・高・大学・大学院等

保育初め教育制度の抜本的改革を提唱する

財団法人協和



時代を刷新する会

両団体会長代行

江口

(起案) 両団体の教育委員会

内閣総理大臣

野田佳彦 殿

注 この御提案を申し上げる二団体について

A、財団法人 協和協会（外に対しては万邦協和、内においては政財官学民の協調和合）

当協会は、岸信介元総理によって、昭和四十九年十二月に設立された。岸元総理の設立精神は「このままでは日本はダメになる。その対策として、政党・派閥・利害・打算の次元を超えて、真に国家的見地から、わが国立国の基礎をなす諸課題を検討する組織が必要である」として公益法人として設立された。そのため、政・財・官・学・民各界の指導者クラス有志を中心に構成され、内部に月例講話会のほか八つの部会と五、六の委員会が出来ており、これまで、政府へ百三十五本に達する要請書を提出している。右の設立精神に立ち、第二代会長は福田赳夫元総理、第三代会長は櫻内義雄元衆議院議長。超党派の政策立案団体である。

B、時代を刷新する会（何ごとも、時代を先取りして取り組んでゆこうとの趣旨）

本会は、思想・党派を超え、真に国の将来を憂える者の集まりとして、昭和五十六年十月、岸信介元総理によって設立された。その設立趣旨は「民主主義・自由主義体制を尊重しつつも、国の内外に山積する基本的課題を根本から検討し直すことにより、時代を刷新し精神を作興して国家・民族に新しい活力を生み出す」ことを目的とする。この団体の精神も、政党・派閥・利害・打算の次元を超えている点で、前記の「財団法人 協和協会」とは姉妹関係にある。主として学者・技術者など専門家、志ある企業人・民間人が参加しており、各種の部会・委員会がある。要請書の起案については（財）協和協会と協力しているシンクタンク。

諸外国に比べ著しい学力低下を阻止するため

保育・幼児・小・中・高・大学・大学院等

保育初め教育制度の抜本的改革を提唱する

要女 達明 の 主 旨

わが国の教育は、国際比較において、二〇〇〇年位までは、一、二を争う高水準にあったが、その後の統計では、年々低下し、いまでは二十番台後半という深刻な事態に陥っている。

当団体は、昭和五十五年以来、教育問題だけでも四十本を越す要請書を政府に提出して来た。そのほとんどは、教育の質的改革についてであったが、学力の国際比較における年々の低下の原因を検討した結果、ことは質的改革に留まらず、「教育制度」の改革が必要であるとの認識

に達し、平成二十一年六月、時の政府に「学校教育制度改革の一環として、六・三・三・三・制を見直す必要性の論拠を提供し、御検討いただきたく要請」書を、提出した。

そして、教育部会でその後も「教育制度改革」の検討を進めた結果、単に六・三・三・三・制の改革に留まらず、わが国の教育を再興するためには、幼少期から、小学校、中学校、高等学校、大学院にいたるまで、教育制度全体を、全面的に見直す必要があるとの結論に達したので、ここに、本要請書を提出する次第である。

その詳細は、後記「要請の理由」をお読みいただきたいが、以下に、その要点を列記する。

- 一、戦後の教育制度体系も、戦後六十五年余を経て、国際的・国内的にみて、時勢に合わなくなっており、これを見直すべき必要性について。
- 二、妊娠中から満一歳児までは、教育制度とは別に厚労省で対処するとして、女性が一生に産む子供数が一・三という低水準の少子化への対策もあり、満一歳児〜二歳児、満三歳児〜四歳児については、国家が、それぞれその費用と施設につき、抜本的に対策を講ずべきこと。
- 三、テレビ・ゲーム機などにより、五歳児と六歳児の知能発達段階があまり変わらないとの研究から、小学校入学を、現行の満六歳児から、一年早めて、満五歳児をもって入学とする。
- 四、それに伴い、現行の小学六年生たる十一歳児が、昔と比べ身長・体重・知能ともに向上している現状から、小学校期間を、満五歳児から十歳児までの六年間とする。

五、中学生は、したがって満十一歳入学とし、さらに、この時期に社会教養的な知識を付与させるため、中学生期を、現行の三年制から四年制に変更する。

六、高等学校は、現行どおり、三年制でよいかが問題となる。高等学校は、一般高校のほか、定時制高校もあり、また、すでに、工業高校や商業高校をはじめ、近年では、美術工芸高等学校、船員養成高等学校、建築設計高等学校、陶芸高等学校、調理高等学校、美容高等学校等々、専門分野を旨指す高等学校が出来ており、その種類は八十種類にも及ぶと言われる。

つまり、現代では、戦後教育制度の開始時代に想定していた、全日制高校と定時制高校といった認識を超えて、高等学校進学段階で、すでに、自分の将来の職業まで考えて、その進学先を考えている現状なので、国家は、この趨勢に従い、各種の専門的な高等学校の存在を認識し、この年齢の子供自身に、自分は、将来、どういう職業につきたいかの選択を含めて、その生徒各自の選択に任せてよいのではないかと考える。

また、上述したように、高等学校がかなり専門化していることから、理工系や技術系の高等学校の中には、四年制を望む学校もある。高等学校の公費負担・義務教育化については、後述「要請の理由」の中で、その疑問について述べることにする。

七、大学については、少子化に対して、短大も含め大学が余りに多くなっているため、経済的に成り立たない学校が増えている問題もあるが、四年制大学において、大学教授の中には、特に理工系・技術系大学をはじめとして、四年制のうち最初の二年間を教養課程とするため、

技術的・専門的なことを、あと二年間で教えることはむずかしい、との声があり、そのため、教養的なことは高等学校時代に済ませて来てほしいとか、それが出来なければ、大学を五年制にしてほしい、との声も挙がっている。

八、大学院についても、先進諸国では、有名な大学院を出なければ（また、博士号を取得しなければ）、よい企業に就職できない傾向が強い。これに対して、日本では、一般的には、大学は出たけれど就職先がないから大学院に行くといった傾向があり、企業側からも、大学、大学院を出ても、実際の役には立たず、社内で鍛えなおさなければならぬ、といった声が挙がっている。

先進諸国の大学・大学院は、その期間に猛烈な勉強をするのが普通で、そうしなければ、卒業できない。これに対して、日本は、名のある大学を受験して入学するのは大変だが、一旦、入学すれば、それほど勉強しなくとも、上手く単位さえとれば、それほど苦勞なく、卒業できるというのが一般であり、社会へ出てすぐ役立つ学力がない。こうした状態を改革しなければ、諸外国の学力に対抗することが出来ず、すでに、かなりの遅れをとっている。

九、なお、こうして、幼少から小・中・高・大学・大学院と大改革する必要があるが、それは、制度改革に伴う費用（予算）が必要になる。衆知のごとく、わが国は、財政・経済面で逼迫した状態にあるので、最後に、この面をどうすればよいかにつき、提言する。それらの詳細は、以下の「要請の理由」を見ていただきたい。

一、戦後の教育制度体系も、戦後六十五年余を経て、国際的・国内的にみて、時勢に合わなくなり、これを見直すべき必要性について

学校教育制度は、明治政府下において徐々に整備され、近代国家における教育制度としてかなりの成果を挙げてきた。しかし、それから六十余年して、国家未曾有の敗戦により、占領軍の指示により、教育制度は大幅に改正された。この占領軍の指導による昭和の教育制度改革も、それなりの成果を挙げてきたことは認めるべきであろう。

すなわち、明治政府下で構成された教育制度も、占領軍の指導下による教育制度改革も、それは、良い悪いで分けられるものではなく、いわば、時勢の赴くところによる変革であったと考えるべきであろう。

すなわち、その占領下に改革された教育制度も、やはり六十年を経て、いろいろと問題を生じてきており、明治政府下で構成された教育制度と同様、教育制度はやはり六十年程度で改正を考えなければならぬ時期にきている、と考えた方がよいと思う。

特に、近年は、初中等教育における、児童・生徒の間のいじめ、いじめによる自殺、ウツ

による不登校、暴力沙汰、学級崩壊などが問題になり、また、高等教育においても、志や目的を見失った無気力、ただ惰性的な在学、途中退学、社会へ出てからの不適合などがみられ、こうして、わが国の学力は、各年齢段階とも、国際比較において、欧米先進諸国ばかりでなく、発展途上国よりも低下し、遅れをとってきている現実がある。

それ故に、当団体は、この事態を憂え、幼児期、小中校期、高等学校期、大学期、大学院にいたるまで、全体的、体系的、抜本的に、学校教育制度を見直すことを、提起する次第である。

二、母親の妊娠中から小学生に上がるまでのこどもを、どう区分けし、その区分けこと、どの省庁が担当するのが合理的か、についての検討と提案

わが国では、女性が一生に産むこどもの出生率が一・三人という低水準にあり、これを、いかに向上させるかという少子化対策の必要がある。近年の一・三人という出生率が、このまま続けばどうなるか。それは、学者によって異なるが、二〇五〇年には、日本人は半減し、三〇〇〇年になると、日本人本来の血を引く国民はいなくなる、とする説もある。

これは由々しき問題である。フランスでは、出生率が一・七程度から深刻に受け止めて、移民をはじめ、未婚母子の保護などいろいろな手を打ち、大層苦勞して、やっと二・三人ま

で回復した。それに比べて、わが国の一・三人という数字は余りに低く、これを回復するには、余程の政策を考えなければ、この少子化を回復することはできないであろう。

特に、わが国社会の風潮では、女性も勤めに出るのが一般であるが、結婚しても夫だけの収入で生活を維持して行くことはむずかしく、しかも、女性が、子供を妊娠すれば、身体に負担がかかり、苦しい思いをして出産しても、生活上、一年位は育児に追われ、そのあと、夫婦のいずれかの親が面倒を見てくれるなどの条件がないかぎり、それ以上、育児休暇を取ることが一般の職場ではむずかしく、女性も従前の職場・地位を失うのを恐れて、こどもを保育園に預けたいが、満一歳過ぎたこどもを預かってくれる保育園が少なく、その空きを待って「待機児童」となってしまう。こうした社会環境では、女性の負担があまりにも大きく、女性も、結婚する気も起こらないし、結婚しても子供を産む気にもならない。国や地方自治体は、こうした社会状況を是正する具体的対策を立てないかぎり、少子化現象・日本人絶滅傾向に、歯止めをかけることはできない。

こうして、少子化対策は、日本人存亡の重要課題であり、国家は、まず、ここに、予算建てをしなければならぬ。私どもは、高校生の授業料無償化よりも、まず、こうした結婚・出産・育児という初期段階に、国家予算をつぎ込むべきである、と考える。

そのため、当団体は、以下に、一応、女性の妊娠中から、段階を追って、検討してゆくこととする。

1、母親の妊娠中から生後満一歳までのこどもへの施策

この少子化対策は、本来、国政全体の課題として考え、予算付けをすべきであるが、いま、段階的に考えれば、この段階は、厚生労働省が少子化対策担当大臣の仕事で、今回の「教育制度改革」というテーマではないが、一応、当団体の考えを述べておこう。

妊婦の経済的保護・援助につき、妊娠が分かった時点からとするか、妊娠6ヶ月といった妊娠月などの段階から起算するかは、その方面の専門家の判断に任せることになるが、ともかく、その女性に有給休暇を与え、その給与分を、企業側だけでなく、国または地方公共団体が負担することを考えるべきである。

また、子どもの出産費用も、経済的にその必要がない場合は別として、援助する必要がある場合は、やはり、国・地方自治体が出産費用援助をする仕組みをつくるべきである。そして、こどもを出産した場合も、経済的にその必要が無い場合を除いて、その育児にかかる費用を援助するシステムを確立する必要がある。また、子育てには男女共同参画の見地から、その夫側にもある程度の有給休暇を与えることも必要である。かなりの費用がかかることから、その費用を国・地方自治体で負担することも必要である。

なお、その家庭に祖父母が同居している場合は、子育てに参加してもらおうこともできる

が、そうでない場合は、出産した女性も、その職場からあまり長い期間休暇をとると、女性側も企業側も、昇給や本来業務面にも差し支えが出るので、一般的には子供が満一歳になるまでが出産休暇の限界のようである。

しかし、いずれにせよ、この妊娠期から生後満一歳までは、教育関係ではなく、この段階は、前述したように、厚生労働省が少子化対策担当大臣の仕事とすべきである。

2、次に、満一歳から満四歳児についてである。

(a) この問題を検討する前提

というのは、当団体では、後述するように、五歳児と六歳児との差はなくなってきているとの認識から、小学校入学を一年早めて、満五歳からの入学を主張しているので、ここでは、満一歳児から満四歳児を検討対象とする。

また、この問題は、家庭の事情により、名のある保育園や幼稚園に行かせることのできる家庭もあるが、中には保育園にも幼稚園にも行かせられない家庭も多い。そのために、小学校一年に入学した段階で、学力やしつけなどに大きな差があり、小学校一年生の担任教師は、近年、大層苦勞するとの声があることも、考えなければならぬ。

国・政府も、以上述べたことを認識して、最近、保育所と幼稚園とを統合した幼保一体化の本格導入を考える「子ども園」など、新システムの施策の概要をまとめた。

当団体もこれに基本的に賛成だが、しかし、現実問題として、保育所は厚生労働省の所管であるのに対し、幼稚園は文部科学省の所管であるため、これを一体化するとなると、厚生労働省も文部科学省も予算の関係もあり、どちらかの省にまとめることには、大きな抵抗があつて、実際には、実現がむずかしいと考える。

そこで、当団体では、満一歳～二歳児は、これまでと同様、厚生労働省の所管とし、満三歳～四歳児は、これも今までと同様、文部科学省の所管にしてよい、と思う。ただし、その二歳児から三歳児に移行、つまり保育所から幼稚園へ移行するに当たっては、厚生労働省と文部科学省が連絡・連携機関を設け、常に相談して、スムーズに移行できるようにする必要がある。その上での保育園・幼稚園一体の「子ども園」なら、両省も納得しよう。

(b) 満一歳～二歳児の段階

この段階の子どもは、まだ、おしめもとれない子もいたり、両親・兄弟姉妹・祖父母などと離れがたい時期、つまり、まだ赤ちゃん段階であるので、しつけといった教育面もあるが、やはり、まだ保育児の要素が強い。したがって、それは、幼稚園教諭よりも保育士が担当する方が望ましい、と考えるからである。

そして、国は、前述した少子化対策の観点、また「子どもは国の宝」といった認識から、いまのような保育所に入れたくても施設が足りない、いわゆる待機児童をなくすべく、国

費でもって、保育施設を整備し、その保育所へ預ける諸費用も、国ないしは地方自治体が負担すべきである。

なお、その家庭に、祖父母がいたり、家に経済的余裕があつて保育担当者を雇えるなどの事情や、親が、保育所に入れず、自らの手で育児・保育をしたいという場合は、それに従うべきは当然のことである。

(c) 満三歳〜四歳児の段階

この年齢段階は、現代の幼児の発育・知能段階からも、保育よりも、教育的要素を取り入れてよいと思う。したがって、この「幼稚園」段階は、(a)に述べたように、文部科学省の所管としてよいと考える。ただ、当団体としては、いまの「幼稚園」という表現が、幼も稚もあまりに考えが子どもじみている表現として気になる。現代の子は、テレビもよく見るし、かなり高度ないわゆるテレビゲームも大人以上にこなす子どももいる。決して幼稚ではない。それに代わる言葉を考えているが、まだ、意見の一致までいたらないが、たとえば、「初級教育園」といった言葉も考えられる。

そして、国は、(b) 満一歳〜二歳児の段階の項でも述べたのと同様、少子化対策の観点、また「子どもは国の宝」といった認識から、この(仮称)「初級教育園」の施設とその費用を国で負担していただきたい。

しかし、これも、経済的に余裕のある家庭や祖父母と同居ないし隣接するなどして、自分の子は自分たちで「初級教育」したいという希望があれば、それに従うべきであつて、共産主義国家や社会主義国家ではないのであるから、そうした希望の家庭の子どもであれば、あえて「初級教育園」への入園を義務付けるべきではない。

三、小学校教育制度の改革

1、小学校入学年齢を繰上げ、満五歳をもって小学一年生とする

明治の教育制度開始時期、そして、戦後の教育開始時期に比較して、こどもの身長・体重・知能もずっと向上してきており、体位は年齢なりに差があるが、その知能は、前述したテレビやテレビゲーム機の発達によって、文部省資料などからしても、五歳児と六歳児とでは、あまり変わらないとの資料も出ている。

そして、上述したように、保育園も幼稚園(仮称「初級教育園」)も、自由主義の原則から、それぞれのこどもの家庭の事情で、自分のこどもは自分の手で保育し教育もしたいというのであればそれに委ねるとして、家庭の経済的な事情などで、国や地方自治体が基準を定め、資金援助する(私立でもよい)保育園や幼稚園(仮称「初級教育園」)を出ていけば、その知能も平等・平均化しているので、満五歳児から小学校一年生としても問題

はないし、小学一年生の担任教師も、現状のように、知能の差もなくなるので、教育指導がやりやすくなる、との利点がある。

2、小学校高学年になると、その児童生徒の体位・発育度が、戦前との比較はもちろん、この二十年ほどの経過をみても、大きくことなってきた。

例えば、近年の小学五～六年生と、その子どもたちの親の年代とを比較してみよう。

昭和五十五年(親の年代)の平均身長		平成二十二年の子供の平均身長		差	
a、男子	5年生(十歳)	137.3	男子 5年生(十歳)	138.8	1.5
同	6年生(十一歳)	142.9	同 6年生(十一歳)	145.0	2.1
b、女子	5年生(十歳)	138.3	女子 5年生(十歳)	140.2	1.9
同	6年生(十一歳)	144.9	同 6年生(十一歳)	146.8	1.9

〔右の統計資料は、「文部科学省 学校保健統計調査」による〕

右の対照表から見えてくることは、第一には、同じ十歳でも、親の時代と子の時代とは、男女とも、1.5センチ～2.1センチも、身長が高くなっていることが分かる。

第二としては、男女の身長を比較すると、より問題点が明らかになる。すなわち、まず、親の世代(昭和五十五年)の男女の身長を比べると、5年生(十歳)ですでに、女子の方が男子より、1センチ大きい。6年生(十一歳)では、女子の方が男子より、

2センチ大きい、ことが分かる。

さらに、現代っ子(平成二十二年)の男女の身長統計を見ると、5年生(十歳)では、女子の方が男子よりも、1.4センチ大きい。また、6年生(十一歳)では、女子の方が男子よりも1.8センチも大きい。

これは、何を意味するか。それは、昔に比べて、小学校5～6年生では、男子よりも、女子の方が発育がかなり早いことを示すものである。医学的にも、女子は小学校5～6年から生理が始まる子供も多く、また、時には、妊娠するケースも報告されている。

こうして、小学校5～6年生では、女子の方が、身長・体重とも、男子よりも体位が向上している。この年代頃から、男子が女子に対して心理的に萎縮して「女性が強く、男性が弱い」という社会的現象が生ずる原因となる、との説もある。

こうした事実からも、小学校は、これまでの六歳～十一歳というのを、早めて五歳～十歳へ、と繰り上げることの合理的論拠ともなると考える。

四、中学校教育制度を改革して、現在の三学年制から四学年とする

前述したように、小学校を、これまでの六歳～十一歳を、五歳～十歳に繰り上げるのに伴い、当団体では、中学校も、入学を一年早めて、十一歳から入学するものとする。その

理由は、小学校の項でも述べたと同じく、昔と比べて、知能・体位ともに、向上しているからである。

なお、当団体では、中学校は、これまで三年制であったが、これを四年制にすることを提唱したい。けだし、中学校時代は特に好奇心が強く、この時期にこそ、基礎教育の充実が必要であると考えらるからである。

現行の中学三学年では、この基礎教育時期として短いのではないかと考える。一般の公立中学校では、三学年目は、高校への受験のために費やされ、実質、二年の教育しか出来ないと。現に、余裕のある家庭では、中・高一貫教育をしている学校へ入れようとする傾向があり、実際に、中・高一貫教育をしている学校の方が、じっくり六年間、教育を受けられ、学力も付き、友人関係も深まるという。教員も落ちついて授業ができる。

幸い、近年は特に少子化が進んで、中学校の人数が減ってきているので、教育施設などの拡充はしなくてすむ利点があり、その点、絶好のチャンスである。

また、特に、この時期に、社会に出た場合の最低の礼儀作法を教えたり、国史・日本史や東洋史・世界史もじっくり勉強する必要がある。現在、大学生でも、九×九があまり出ない学生がいることが問題になっているが、そうした基礎を学ぶためにも、中学校は四年制にすべきである。

なお、この四年制の中学校は、まさに基礎教育を学ぶところなので、従前どおり、公費を支出する義務教育でよい。しかし、もちろん、学費を払う私立中学の存在も、その学校の教育方針に従い、生徒の個性を磨くためにも、その存在を認めることはもちろんである。

五、高等学校制度の改革

高等学校は、要請の趣旨のところでも述べたように、昔のように、全日制と定時制が中心ではなく、すでに、工業高校や商業高校をはじめ、近年では、美術工芸高等学校、船員養成高等学校、建築設計高等学校、陶芸高等学校、調理高等学校、美容高等学校等々、専門分野を目指す高等学校が出来ており、その種類は八十種類にも及ぶと言われる。

こうして、現実ですでに専攻分野ごとに高等学校が分かれていることから、私どもは、いまの民主党政権のように、これを公費で賄う義務教育制にする必要はないと考える。けだし、こうした分化した高等学校を義務教育化しようとする、それは、全日制と定時制に限るのか、また、工業高等学校や商業高等学校はまだ良いとしても、その他の沢山出来た各種専門学校のどこまで、義務教育とするのか、それら専門高校からも、公費教育の要請が出て、收拾がつかなくなるからである。現に、北朝鮮の思想を採り入れた朝鮮学校なども公費支出を求めており、政治的にこれをどう扱うか、問題になっているところである。

また、当団体としては、高等学校入学時、十五歳になっており、昔の時代には、この歳頃で、アルバイトをして学校へ行く苦学生もおり、こうした苦勞を知った学生が、かえって社会的に成功した例も多い。私どもは、高等学校は、自立心を養うところと考えており、この十五歳から十八歳の自立心を養うべき時期に、公費の義務教育を付与することは、甘やかしてあり、決して立派な人材は育たないと考えている。

これは、何もいまの民主党政権に反対する意図をもってしているからでは、決してない。あくまでも、これは、私どもが、人間教育のあり方を検討した上で出てきた結論なので、その点は、くれぐれも誤解のないようお願いしたい。

なお、後述する大学・大学院制度の改革と関連して、現在、大学に入ると最初の二年は教養課程として一般的なことを学ぶが、大学教授の中には、大学は本来、専門的なことを学ぶところであり、四年制の中で半分の二年間を一般教養課程に取られると、残り二年間で専門的・技術的なことを教えないければならないが、これは無理であるとの声があり、そこで、一般教養課程は、高等学校で済ませてきてほしい。そのために、高等学校をいまの三学年制から四年制にもらったほうがありがたい、との声もあることを、ここに記しておく。ともかく、私どもは、高校の公費・無料化よりも、その財源を、前述した少子化対策、妊娠から出産一年後まで、そして保育園二年、幼稚園二年の公費負担にこそ、当て

ていただきたい、と念ずる次第である。

六、大学制度の改革

大学教授の中には、本来、大学は専門教育をするところなので、四年制の大学でも、入学したら、すぐ専門的な授業に入りたい。医学部などはすでに六年制であるが、それでも専門的な知識・技術を十分に学ばせるのはむずかしく、したがって、医学生などは卒業してから、一人前の医師になるためには、無給のインターンをする必要も出ており、病気に人に尽くすという高い志をもっていても、よほど裕福な家庭に育たないと、生活上、医師になるのを断念する、というケースも多い。それは、医師に限らず、理工系の大学も同じ要望もある。

ただし、日本では、大学がたくさん出来すぎたこともあり、だれでも大学へ行ける時代であるが、字も知らず、九×九も出来ない大学生に、教授たちも手を焼いている。そして「大学は出たけれど」就職もできない事態になっており、国際比較において、外国の大学にかなり劣る評価が出ている。世界の大学の国際比較で一〇〇番目以内に入るのは、京都大学ぐらいで、それも五〇位以降であるといわれる。

したがって、日本の大学制度改革は、これまで、短大・大学・大学院を沢山作れば、学

力が向上するだろう、と考えたようだが、それは大きな間違いで、逆に、学力の低い学生を沢山つくっているだけで、質はどんどん低下している。日本の戦後の教育は、平等思想を誤って捉え、結局、学力の弱い者に合わせる低きを基準とする教育を、平等教育だと誤解しているようである。

先進諸外国は、「平等教育」を一応かかげながら、人間にはその個性に差があることを十分に理解し、ドイツなどは一〇歳前後からその能力を判断し、その能力に応じた方向性を指導している。例えば、算数は出来ないが、音楽とか絵画とか工作とか体操などでの才能があると判断すれば、そちらの才能を伸ばすような教育へと進めている。

大学も、先進諸外国でもいろいろ出来てきているが、ハーバードとかマサチューセッツ、ロンドン大学など有名大学に入るのは大変で、また入学出来たとしても、それこそ猛烈な勉強をしなければ卒業できない仕組みになっている。そこは、日本が有名大学に入学するのは大変でも、うまく単位さえ取れば、卒業するのは容易であるのとは、全く異なる。

発展途上国でも、インドとか中国では、一〇億前後の人口で平等教育するのはむずかしいと考え、優秀な才能がある、また向上心・努力心がある者には、奨学金を出して、進学させ、そのかわり、猛烈な勉強をさせる。例えば、インドなどは、特にコンピュータなどIT関係などで、徹底的に研究させるので、日本ばかりではなく先進国でも、大型コンピ

ュータが故障してどうしようもないとき、修理に来るのはインド人技術者である、とさえいわれる。中国も、良い大学に入るには、小学校から上級学校へ行くには、各段階で厳しいテストがあり、良い大学に入っても猛烈に勉強しなければ卒業できないという、欧米先進国なみの競争社会であるという。韓国も同様で、幼少期から猛烈な受験競争を繰り返して良い大学を卒業できなければ、名のある大手企業に就職もできない、という厳しい競争社会である。したがって、近年の国際学力比較では、欧米先進国とともに、中国や韓国などの大学の評価が、日本の大学よりずっと上にランクされているのが現実である。

こうして、かつて、日本の学校へ大学が優秀だとされたのは、すでに夢物語であり、いまや発展途上国の後塵を拝しているのが実情であることを、日本人一同、認識すべきである。これを、是正するには、日本ではなお「質の向上」を図ればよいとする考えがあるが、質も大切ではあるが、この事態を挽回するには、もはや「質の向上」だけでは足らず、日本の「教育制度を根本から改める」必要がある。

その点でも、上述してきたように、保育園・幼稚園から始まり、小学校・中学校・高校の改革とともに、さきに高等学校の項で述べたように、一般教養課程は、高等学校で済ましてもらい、大学に入ればすぐ専門課程に進めるようにするか、それが出来ないならば、やむえず大学を五年制（教養課程二年、専門課程三年）にすることを考えなければならな

人もいる。海外の有名大学・大学院を出てこそ箔が付き、やっと一人前に扱われる情況である。

要は、とにかく、早く大学院制度を改革して、外国の大学・大学院のように猛烈な勉強をして（そうしなければ、大学・大学院を卒業できない）、大学院を出たからには、実社会ですぐ役に立つ人材を養成するシステムに切り替える必要がある。

八、教育制度の抜本的改革のための資金の確保

教育制度の改革も、当然、資金を伴うので、その点も考えなければならない。しかし、人口が増加する趨勢にあるときは、施設・機構を整えるため、資金を要するので、資金の捻出が大変である。しかし、いま、日本は、不景気のどん底にあり、原則的には、教育制度改革はむずかしいといえるが、反面、いま、日本は、人口減少期にあり、小学校や中学校、高等学校も、かなり縮小傾向にあるので、教育制度改革のための用地・施設は、確保しやすい情況にあるので、それほど大きな予算はなくてもやれる、といえる。

そうは言っても、国の財政が厳しい中、その費用をどうするか、問題となる。しかし、これも、解決できないわけではない。すでに述べてきたように、出生率が二・三ほどないと現在の人口を維持できないわけなのに、近年の一・三人程度で推移すれば、いずれ、

日本人の血を引くものはいなくなってしまう。これは、由々しき事態である。

それだけに、私どもは、民主党政権が、マニフェストで、高校無償化へ踏切り、すでに施行しているけれども、前述したように、自立性を養うべき時期の高校生に、授業料無償化することは甘やかしてであり、決して、日本国の将来のためにはならない、と思う。この点は、民主党政権も「改めるに憚ることなかれ」で、この政策を取り止め、その資金を、前記、二、三、で述べたように、二、三歳の保育園や、四、五歳の初級教育園（幼稚園）への施設増設費、保育費や初級教育園（幼稚園）へ入れる費用が捻出できない親への無償化へ回していただきたい、と切望する。民族の危機といえる急速な少子化傾向を阻止するには、それしかない、と考える。

また、日本は、短大を含め、大学が余りにも多すぎる。ただ、大学卒の肩書を与えるよりも、大学生の質を高めることが、外国の大学との学力格差を是正するために是非必要である。大学経営者は、いま学生を集めるのもむずかしい。そのために、すべての中学生を高校生に入れるために、国に対して高校生の授業料の公費負担を要請する気持ちは分かる。しかし、それでは、再三、進言するように、本来、自立心を養うべき時期の高校生を甘やかし、むしろその社会性を低下させてしまう。

経営に苦しい大学経営者の気持ちは分かるが、ここは、日本の教育の質を向上させるた

めに、増えすぎた大学を統廃合して、大学の数を減らしても、大学教育の質を高める政策に転じることが、日本のために是非とも必要であることを、どうか、為政者も大学経営者も、何卒、理解していただきたい。

以上、当団体は、政党・派閥・利害・打算の次元を超える立場から、ここに、幼児から初等教育、中学校教育、高等学校教育、大学・大学院教育の、その全体について、日本の教育を活性化するため、教育制度の改革を心から切望する次第である。 以上

本要請書に関するお問い合わせにつきましては、左記へ御連絡賜りますようお願い申し上げます。

◎ 財団法人協和協会

事務局

〒一〇〇一〇〇一四

千代田区永田町二一九一六―六〇六

電話 (〇三三) 三五八一―一九二

FAX (〇三三) 三五〇七―八五八七

◎ 時代を刷新する会

事務局

〒一〇四一〇〇二八

中央区八重洲二一―六―十六 (三階)

電話 (〇三三) 三二二七二―四三二〇